

# 古典的国際法学との対照における 国際政治学的思考の特質

西 平 等

## 目 次

はじめに

1. 国 益

2. 勢力均衡

3. 勢力関係の表現としての法

結 論

## はじめに

国際政治学は、いわゆる「ウェストファリア体制」を前提とする政治学であるが、同時に、必ずしも「ウェストファリア体制」に伴う政治学ではない。一方で、古典的な国際政治学とは、主権国家関係を対象とする政治学であり、したがって当然に、自由で独立の主権国家が併存する国際体制の存在を前提としている。他方で、歴史的に主権国家体制が成立すると同時に、国際政治学が成立したわけではなく、それゆえ、主権国家間において政治が行われたことによって即座に国際政治学的思考が生まれたわけではない。古典的な国際政治学者である E. H. カーやモーゲンソーがその思想を形成したのは、むしろ、世界大戦とそれに続く危機を通じて、主権国家体制の限界が強く意識されるようになった時代である。

ここでは、主権国家体制としての、いわゆる「ウェストファリア体制」が、歴史的事実として、三〇年戦争の講和とともに成立したものであるかどうかは、問題とする必要がない。主権国家体制の成立のメルクマールを、勢力均衡による外交政策の登場としようが、絶対主義の成立としようが、帝国の解体としよ

うが、官僚制と常備軍の形成としようが、その成立が、国際政治学的思考の成立を即座に伴わないのは確かである。主権国家体制の成立という歴史的事実は、国際政治学の成立のための十分条件とはみなされない。したがって、国際政治学が、みずからを、「ウェストファリア体制」と共にある政治学として了解しているとすれば、それがいかなる体制を指すとしても、一面的という誹りを免れえない。

国際政治学者は、その思考の伝統的正統性を主張するために、ときに、はるか昔の思想家を援用する。例えば、リアリスト思考の起源としてマキャベリやホッブズなどを挙げ<sup>1)</sup>、それに対抗する国際秩序思考として「グロティウスの伝統」や「カント的伝統」に言及する<sup>2)</sup>。しかし、ホッブズやグロティウスは、「国際政治学の父」ではないし、『リヴァイアサン』や『戦争と平和の法』で展開された思考が、独立の学問分野としての国際政治学の確立にとって重要な契機となったわけでもない。

「リアリズム」の系譜をトゥキディデスやマキャベリに遡り、「ユートピアニズム」の由来をカントやサン＝ピエールに求めることは、国際政治学的思考そのものの起源の解明に寄与するものではない。国際政治学におけるリアリスト思考は、それ単独として表現されるのではなく、むしろ、その観点から批判されるべき思考との対照において表現される。モーゲンソーは、アメリカの政治思想の二つの潮流、すなわち、「普遍的に妥当する抽象的原理から導かれる、合理的かつ倫理的な政治秩序が、現に達成可能である」と考える思潮と、「倫理的諸原理を十全に実現するのは不可能であり、せいぜい、一時的な諸利益の均衡と、つねに危うい紛争解決とを通じて、それに近づくことができるにすぎない」と考える思潮を対照している<sup>3)</sup>。また、E. H. カーが、その『危機の二

1) Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939*, second edition, MacMillan, 1946, pp. 63-65; 原 彬久訳『危機の二十年』(岩波書店, 2011年) 134-138頁。

2) Hedley Bull, *The Anarchical Society*, second edition, Columbia University Press, 1995, pp. 23-26; 白杵英一訳『国際社会論』(岩波書店, 2000年) 32-35頁。

3) Hans Morgenthau, *Dilemmas of Politics*, The University of Chicago Press, ↗

〇年』において、「リアリズム」と「ユートピアニズム」の対比を主軸として国際秩序構想を分析したことはあまりにも有名である<sup>4)</sup>。つまり、国際政治学は、「リアリズム」や「ユートピアニズム」と呼ばれるそれぞれの思考系譜そのものとしてではなく、むしろ、国際秩序に関する諸構想を、「リアリズム」や「ユートピアニズム」という類型化によって把握する思考体系として表現される<sup>5)</sup>。それゆえ、マキャベリが、のちに「リアリズム」と呼ばれうるような思考を提示したことによってではなく、カーが、マキャベリに連なる思想を「リアリズム」と呼んで、それを「ユートピアニズム」と対比したことによって、国際政治学の古典的思考が確立するというべきであろう。

したがって、国際政治学的思考は、哲学や歴史学に存する伝統的な「リアリズム」思考そのものではない。新しい国際秩序の構想を企てる理論家たちが、国際秩序に関する従前の支配的見解に対し、「リアリスト」の観点に依拠して根源的な批判を行うことを通じて、従来とは異なる新しい国際秩序思想を提示したとき、古典的な国際政治学が始まる。リアリストの観点は、それとの対照において、「ユートピアニズム」や「リベラリズム」という思想系譜を分節化し、それによって、国際政治学の基本的思考枠組を用意したのである。すなわち、従来の国際秩序思想に対してリアリストの観点を打ちつけることによって飛び散った火花の中から、国際政治学的思考が形成されたと言ってもよいだろう。

もちろん、国際政治学が、哲学や法思想など、さまざまな学的伝統を引き継いでいることは言うまでもない。しかし、国際政治学が独立の学として成立す

---

↘1958, pp. 54-55.

4) Carr, *op. cit.*, n. 1.

5) 「リアリズム」を軸とする国際秩序思想の類型化が、国際政治学の体系の顕著な特徴と言ってもよいだろう。例えば、「リアリスト（ホッブズ）的伝統」「普遍主義（カント）的伝統」「国際主義（グロティウス）的伝統」（Bull, *op. cit.*, n. 2）、「リアリスト」「合理主義」「革命主義」（Martin Wight, *International Theory, the Three Traditions*, Holmes & Meier, 1992）、「リアリスト」「リベラル」「コンストラクティヴィスト」（Joseph S. Nye, Jr., *Understanding International Conflicts*, 5th ed., Pearson Education, 2005）など。

るためには、その思想的伝統から何らかの理由で離脱することが必要である。哲学や法学の思考の枠内で国家間関係や世界秩序が論じられている場合、それは、哲学や法学の一部にすぎないのであって、独自の思考としての国際政治学ではない。当然のことだが、新たな思考の成立にとっては、伝統の継承よりもむしろ、伝統からの離脱にこそ意味がある。

国際法学の立場からは、とくに、伝統的国際法学からの国際政治学的思想の離脱が問題となる。主権国家間の秩序を考察する思考が、従来の国際法思考に対して根源的な批判を行い、それを乗り越えようとする過程を考察することは、国際法史にとっての国際政治学的思考の意義を把握するうえで不可欠の作業である。このような視角は、歴史学・哲学・政治学・経済学など、国際政治学が受容してきた学問の多様性に鑑みれば、国際政治学的思考の成立そのものを理解するうえでは、決して包括的・全体的なものとは言えないが、だからといって、決して周辺的な意味しか持たないわけではない。古典的な国際政治学の思考は、その主要な批判対象を、国際法学的思考に置いているからである。

国際政治学の古典を著したハンス・モーゲンソーは、その初期の思想を、欧州の国際法学者として形成した。彼の博士論文である『国際司法、その本質と限界』(1929年)<sup>6)</sup>は、当時の国際法学における重要問題であった紛争の裁判可能性の問題を扱っている。この著作において、モーゲンソーは、「緊張 Spannungen」と「紛争 Streitigkeiten」という、その後の著作においても重要な役割を果たす概念を導入し、国際関係における法律学的思考の限界を主張する<sup>7)</sup>。もう一人の古典的な国際政治理論家である E. H. カーの『危機の二〇年』においても、国際紛争の平和的解決や、法の平和的変更など、当時の国際法学

6) Hans Morgenthau, *Die internationale Rechtspflege, ihr Wesen und ihre Grenzen*, Robert Noske, 1929.

7) 法理論的観点から見れば、この書物の趣旨は、法を欠缺のない体系として構成することによってすべての紛争に法的解決を与えようとするラーバント (Paul Laband) の法律学的方法 (ドイツ法実証主義) への批判である。参照: 西平等「実証主義者ラウターパクト——国際法学説における実証主義の意義の適切な理解のために」坂元茂樹編『国際立法の最前線』(有信堂, 2009年) 75-84頁。

の重要なテーマが大きく論じられており、カーが、国際法学との対決の中で思考していたことを示している<sup>8)</sup>。

国際政治学的思考が、その「リアリスト」的観点によって批判した主要な対象の一つは、間違いなく国際法学である。では、国際法的思考のいかなる点にその限界が見出され、どのようにそれが克服されようとしたのだろうか。この問いを明らかにすることは、国際政治学的思考の起源を解明することに寄与するだけではなく、戦間期国際法学の理論的問題の理解にもかかわっており、ひいては、20世紀以降の国際法学と国際政治学の学的方法としてのアイデンティティを確定することにつながってゆくだろう。

国際政治学的思考が、国際法学から離脱する過程を分析する前提として、ここでは、いささかねじれた問いを立てなければならない。国際法学史という観点から見て、国際政治学的思考の独自性は、どこにあるのだろうか。国際政治学的思考に本質的な独自性がないならば、あえて国際法学から離脱する必要はない。したがって、国際政治学的思考は、古典的国際法学的思考と相容れない基本原理に立脚しているはずである。そのような国際政治学的思考に固有の原理とは何だろうか。

## 1. 国 益

国際政治学において重視される概念として、まず「国益 national interest」が挙げられる。モーゲンソーもまたこの概念の意義を強調している。

「政治の一般理論にとって、力 power として定義された利益の概念が焦点としての役割を果たすのに対し、国際政治の理論においては、国益の概念に焦点が当てられなければならない<sup>9)</sup>。

「われわれは、政治家たちが力として定義された利益の観点から考え、行動すると仮定する。歴史上の証拠によってその仮定は支持されている。……力とし

---

8) Carr, *op. cit.*, n. 1, chap. 12, 13. [邦訳第12章・13章]

9) Hans Morgenthau, *Dilemmas of Politics*, The University of Chicago Press, 1958, p. 54.

て定義された利益の観点から考えることによって、われわれは、政治家が考えるように考える。そして、利害を持たない観察者として、おそらくは、政治の現場におけるアクターである政治家自身よりも、その思考と行動をよく理解する」<sup>10)</sup>。

「力 power として定義された利益」とは不明確な概念だが、その点については後に論じるとして<sup>11)</sup>、まず、「国益」概念が何を指すかを確認しよう<sup>12)</sup>。モーゲンソーによれば、国益という概念は、①「論理的に要求され、その意味において必然的な」要素と、②「状況に応じて決定される可変的な variable」要素を含む<sup>13)</sup>。このうち、「必然的な要素」とは、国家の自己保存である。国益 national interest を求めて展開される外交政策は、当然に、団体としての国家 nation の存在を前提としなければならない。すなわち、「すべての国家の外交政策は、その最小限の要請として、必然的に国家の存続を指し示すものでなければならない」<sup>14)</sup>。したがって、「国家の物理的・政治的・文化的アイデンティティ」を守ることが、時代を超えて変わることのない、国益の必然的要素となる<sup>15)</sup>。他方で、国益の「可変的な要素」は、国内の党派的对立や世論の状況、習俗などによって左右されるものであり、したがって、「学問的分析がこの領域になしうる貢献は限られている」<sup>16)</sup>。すなわち、国際政治学がその分析の主要な対象とするのは、国家の存立の保障を中核とする国益だということになる。

はたして、このような自己保存を中核とする「国益」概念は、古典的国際法学に対する国際政治学的思考の独自性を示す指標となるだろうか。この問いに対する答えは、比較的容易である。古典的国際法学においても、国家による自

10) Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, fourth edition, 1967, p. 5.

11) 本稿2.参照

12) 大島英樹「モーゲンソーのナショナル・インタレスト理論」『国際政治』20号(1962年), 104頁;同「現実主義」有賀 貞ほか編『国際政治の理論(講座国際政治1)』(東京大学出版会, 1989年), 176-177頁。

13) Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 9, pp. 65-66.

14) *Ibid.*, p. 66.

15) *Ibid.*

16) *Ibid.*, p. 69.

己利益の追求は、秩序構成上の基本原理とみなされているゆえに、それは国際政治学的思考の特徴ではない。

国際法学の古典的思想家ヴァattel Emer de Vattel (1714-1767) を例に説明しよう。ヴァattelは、その主著『国際法、もしくは、国民および主権者の行為および諸問題に適用される自然法の諸原理』(1758)<sup>17)</sup>において、啓蒙期の社会契約思想の成果を生かして国際法思想を構成している。そこにおいて論証されているのは、その本性として自己保存と自己利益を追求する諸国家が作り出すところの、国際秩序である<sup>18)</sup>。

そもそも、ヴァattelは、人間の本性を利己的なものとみなしている。

「長く考え抜かなくとも、自己愛 l'amour de nous-même ほど、私たちにとって本質的で、私たちにおいて原初的 primitif かつ一般的な性向・欲求・渴望 affection はない、ということが分かる。自己愛に動かされて、私たちは自らの幸福、あるいは、内的・外的な自己の状態の完成を望み、追い求める。すなわち、自己の魂の完成や、自己の身体健康 bien-être, 自己の家運の良好を [希求するのである]。』<sup>19)</sup>

自己愛を本質とする人間の行動を決定するところの、最も一般的で原初的な動因 motif は、自己の善 bien, 自己の効用 utilité, 自己の受益 avantage だと考えられる<sup>20)</sup>。

「私たちが、自分の意欲が形成される方法を慎重に探り、注意深く検証するなら、私たちは、何らかの善が伴っていると考えなければ、決して、何

---

17) Emer de Vattel, *Le droit des gens ou principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des nations et des souverains*, 1758.

18) 本稿で展開されるヴァattel解釈について、詳細は、西 平等「ヴァattelの国際法秩序構想における意思概念の意義」『社会科学研究』第53巻4号(2002年)171-214頁を参照のこと。

19) Vattel, “Essai sur le fondement du droit naturel et sur le premier principe de l'obligation où se trouvent les homes d'en observer les lois”, in Vattel, M. P. Pradier-Fodéré ed. *Le droit des gens*, 1863, § 20.

20) *Ibid.*, § 21.

ごとかを為すことを決心しない。それは、私たちの魂の完成や、魂の平穏と喜びのため、ということもあれば、私たちの身体のため、あるいは、私たちの家運の利益のため、ということもある<sup>21)</sup>。

自己の利益・効用を根源的な動因として行動する人間の本性は、ヴァッテルの自然法論の全体を貫く原理とみなされる。自然法とは、人間にとって、その本性において、何が善であり何が悪であるかを教える理論であるゆえに<sup>22)</sup>、この人間の利己的本性が、自然法上の義務のもっとも重要な基礎 *fondement* とみなされるのである<sup>23)</sup>。それゆえ、自己保存と自己完成の義務こそが、もっとも根源的な自然法上の義務とされる。

たしかに、「人間は社会的性質をもち、社会は、人間にとって自然である<sup>24)</sup>」ということヴァッテルは認めている。しかし、そのような人間の社会性は、自然法上の義務の第一原理ではない。個人の義務の第一原理はあくまでも自らの効用・利益である。ただ、社会が個人にとって有益であり、かつ必要である限りにおいて、個人はその社会の存続に自己の効用を見出し、それゆえに、社会の存続にとって必要な規則を遵守する義務を負う<sup>25)</sup>。すなわち、人間の社会性は、自己の効用という第一原理から、社会から得られる自己の効用を介在さ

21) *Ibid.*

22) 「自然法とは、単に人として考察されるところの、人の義務に関する一般的な理論であり、言い換えれば、人にとって本性的に何が善であり何が悪であるか、人は何を為すべきで、何を為すべきでないかを教える学知 *science* である」(*ibid.*, § 3)。

23) 「自然法の基礎とは、自然法の規則や命令を引き出す源泉であり、それらの規則や命令がなぜそのようなものであるということの根拠となるものがそこに見出されるところの原理である理解するなら、その基礎は、人および事物一般の本質と本性においてのみ、探求することができる」(*ibid.*, § 6)。

24) *Ibid.*, § 23.

25) 「各個人は、自己自身の効用を、一般的・始発的な動機 *le motif general et premier* とする。その動機は、個人が受け取る義務を生じせしめる。それは、個人の決定に関する不断の原理であり、その原理に反する行動を個人にとらせることができると言い張るとしたら、それは愚かであろう。しかし、社会は個人にとって有益かつ必要であり、かかる社会は、その構成員全員によって遵守される法規あるいは一般的規則なくしては存続できないゆえに、個人は、自己の効用の観点から、それらの規則を遵守する義務を負う」(*ibid.*, § 24)。

せることによって導かれる、派生的な原理にすぎない。

このような個人の利己的本性から導かれる義務を、団体としての国家 nation は引き継いでいる。国家とは、自然状態における自由で独立の個人が社会契約によって設立した団体であり、したがって、諸国家は、自然状態における自由と独立を個人から継承し、相互に、自由で独立の人格としての関係に立つからである<sup>26)</sup>。それゆえ、国家にとってもまた、自己保存と自己完成が、最も基本的な自然法上の義務となる。国家の自己保存とは、その政治体の存続のことであり、自己完成とは、国民が、安定した法秩序の下で豊かな生活をおくれるよう、保障することである<sup>27)</sup>。

もちろん、他国に対する義務も存在する。そもそも、人間は、本性上、相互に依存しており、他者からの援助なしに人間にふさわしい生存を維持できないため<sup>28)</sup>、自然状態においてもなお、自己保存と自己完成の観点から、他者との相互援助の義務が人間に義務づけられる<sup>29)</sup>。それゆえ、ヴァattelのいう自然状態は、「戦争状態」ではなく、他者との相互依存に基づく協力が行われる社会的状態（「人類の普遍社会 la Société universelle du Genre-humain」）である。自然状態を引き継ぐ諸国家間関係においても、このような相互援助義務が存在する<sup>30)</sup>。しかしながら、ヴァattelの体系における対他的義務は、相互依存状況を介在させることによって、自己利益から派生的に導出されるものであるゆえに、自己に対する義務に劣位するものであり、自己に対する義務をおろそかにしない範囲において各国に課されるにすぎない<sup>31)</sup>。

このように、ヴァattelの国際法秩序構想は、自己保存と自己完成を核心とする自国益を追求する、自由で独立の主権国家からなる秩序である。この構想

---

26) Vattel, *op. cit.*, n. 17, Préliminaires, § 4.

27) *Ibid.*, liv. 1, chap. 2, § 14-15.

28) 「人間にふさわしい生活をおくるためには、人間は、その同類からの援助を絶対に必要とする。そのように [自然は] 人間を作った」 (*ibid.*, Préface, xviii)。

29) *Ibid.*, Préliminaires, § 10.

30) *Ibid.*, Préliminaires, § 13.

31) *Ibid.*, Préliminaires, § 16.

において、諸国家は、不干涉義務や戦争法の平等適用などの国際法原則の導入に合意するものと推定される（「意思国際法」）が、それは、自由で独立の人格としての自国の存立にとって、相互の主権性の承認が必要だと考えられるからである<sup>32)</sup>。

ヴァattelにおいて、自己保存と自己完成の追求こそが、国家の本性に基づく第一の義務であり、すなわち、国際法秩序の基本原則なのであって、国家主権でさえそこから導かれる派生的原則にすぎない。したがって、自己保存や自己完成という中核的な義務を果たすために不可避である場合には、主権の相互承認をはじめとする国際法上の原則を侵害することも許される。それが、緊急状態 *necessité* という問題である。ヴァattelは、中世法学より伝わる緊急状態論を国際関係に類推し、以下のように論じている。

原始的共有状態においては、人々は、その自然的義務（自然法上の義務）を果たすために必要なすべてのものを使用する権利を有していた。所有権の導入後も、かかる万物に対する権利は留保されており、他者の所有物を用いなければ自己の自然的義務を果たすために必要なものが使用できない状況においては、他者の所有物をも使用する権利が認められる。このことは、緊急権 *droit de nécessité* として、一般的に妥当する。すなわち、自然法において不可欠の義務を果たすために不可避であるならば、本来は違法な行為が許されることとなる<sup>33)</sup>。

社会契約によって成立した国家も、個人と同様の自然法上の義務を果たすために必要な権利を有するのであり<sup>34)</sup>、したがって、国際関係においても緊急権が認められる。例えば、絶対的な食料の欠乏に直面した国家は、領域主権原則を度外視して、余剰を持つ近隣国家からそれを強制的に調達してよい<sup>35)</sup>。より一般的にいえば、国民の生存を維持し<sup>36)</sup>、国民の財産や豊かな生活を保障する

32) 詳細は、西 平等「前掲論文」(注18) 190-196頁を参照。

33) Vattel, *op. cit.*, n. 17, liv. 2, chap. 9, § 116-119.

34) *Ibid.*, Préliminaires, § 4-5.

35) *Ibid.*, liv. 2, chap. 9, § 120.

36) *Ibid.*, liv. 1, chap. 2, § 17.

こと<sup>37)</sup>が国家の第一の自然的義務である以上、その義務を果たすために不可避であるなら、通常は違法とされる行為をなすことが許される、ということになる。

以上のことから、次のように言えるだろう。人間の利己的な本性を前提とし、それを国家に拡張することで、自己利益の追求を基本的な動因として行動する主権国家からなる国際関係を構想することは、古典的国際法学にもみられる考え方であって、国際政治学的思考の特質ではない。

## 2. 勢力均衡

モーゲンソーの『国際政治』において、国政政治理論の指導的概念が「国益」であることを説明する第1章（「国際政治に関するリアリストの理論」）は、初版（1948年）には含まれていない。実は、「国益」という概念は、後から付け加えられたこの1章において大きく取り上げられているだけであって、『国際政治』初版においては、さしたる役割を果たしていない<sup>38)</sup>。そこで重視されているのは、むしろ「力」の概念である。モーゲンソーが、「力として定義される利益」という不明確な用語を用いるのは、「力」を主軸として論じてきた体系に、「利益」という概念を接合しようとしたためであると推察される。そうだとすれば、『国際政治』初版において表現されたモーゲンソーの体系は、「国益」ではなく、「力」を主導的な原理としているというべきだろう。

「国際政治は、他のすべての政治と同じく、力のための闘争 a struggle for power である」<sup>39)</sup>とモーゲンソーは言う。力のための闘争としての政治においては、三つの典型的な政策が採用される。すなわち、現行の力の配分を維持しようとする「現状維持（status quo）政策」、力の配分を変更することを目指す

37) *Ibid.*, liv. 1, chap. 2, § 14-15.

38) 同盟や外交や国際法、国際組織などについての各論的記述のなかでは、「国益」という概念を用いた説明がなされるが、国際政治の一般原理としては、もっぱら「力」という概念が用いられている。

39) Hans Morgenthau, *Politics among Nations*, first ed., fourth printing, Alfred A. Knopf, 1950, p. 13.

「帝国主義政策」、現に有する力を誇示しようとする「威信政策」である<sup>40)</sup>。そして、これら三つの概念は、——とりわけ、現行の力の配分に対する態度を示す「現状維持政策」と「帝国主義政策」は——『国際政治』における分析において中心的な役割を果たす。現状維持もしくは力の配分の変更を目指す国家からなる国際政治において必然的に生み出されるところの、ある種の秩序原理が、「勢力均衡 (balance of power)」である。

「status quo を維持し、もしくは、転覆しようとする複数の国家が、力を渴望することによって、必然的に、勢力均衡と呼ばれる配置 constellation が生じ、その維持を目標とする政策が採用されるようになる」<sup>41)</sup>。

「均衡」とは、「システムを構成している要素の多数性を破壊することなく、システムの安定を維持すること」を目的とするものであり<sup>42)</sup>、すなわち、力を渴望する諸国家が、相互に主権国家の併存という状態を破壊することなく、国際関係を安定的に維持してゆく仕組みこそが、勢力均衡である。

モーゲンソーが、国際関係において、秩序破壊的な力の無制限な発動を抑制する原理として、国際道徳・国際世論・国際法と併せて「勢力均衡」を大きく取り上げていることはよく知られている。では、このように、国際関係における力の要素を重視し、勢力均衡原理の意義を強調することが、国際政治学的思考の特質であろうか。この問いについても、答えは否定的にならざるを得ない。というのも、勢力均衡は、古典的国際法学においても、主権国家体制を安定的に維持するための基本的な原理と考えられているからである。

ふたたび、古典的国際法思想の例として、ヴァッテルの所論を見てみよう。自由で独立の主権国家が、それぞれ自己保存と自己完成を追求しつつも、相互に破壊しあうことなく併存する国際秩序の存立にとって、勢力均衡が本質的な意義を持っているとヴァッテルは考えていた。勢力均衡思想についてモーゲン

40) *Ibid.*, pp. 21-22.

41) *Ibid.*, p. 125.

42) *Ibid.*, p. 126.

ソーが肯定的に引用している<sup>43)</sup> ヴァッテル『国際法』の1節をここでも紹介しておく。

「ヨーロッパはひとつの政治システムを形成している。それは、世界のその部分に居住する諸国民のさまざまな関係と利害によって、すべてが結びつけられているところの団体である。かつてのように、各国民が他国民の運命にさしたる関心を持つとせず、自国民に直接に影響を及ぼさない事柄についてはほとんど考慮を払わないような、孤立した断片の雑多な寄せ集めでは、もはやない。すべての出来事に対してつねに主権者が払う注意、常駐の外交使節、永続的な交渉によって、現代のヨーロッパは、ある種の共和国となった。そこでは、独立だが、共通の利益によって結びつけられた構成員が、秩序と自由を維持するために結合している。これこそが、政治的均衡 *Balance Politique* あるいは勢力均衡 *Equilibre du Pouvoir* という周知の観念を生み出すのである。その観念は、いかなる国家も絶対的に優越する地位を持たず、他国に支配権を及ぼすことのないようにするための手段であるところの、物事の配列として理解される」<sup>44)</sup>。

ヴァッテルは、モーゲンソーと同じく<sup>45)</sup>、ある種の「道義的なコンセンサス」を前提として勢力均衡原理が機能し、それによって安定的な国際秩序が維持されると考えている。自由で独立の主権国家が併存する状態の維持に共通の利益を見出すことによって、諸国家は、勢力均衡政策を採用し、協働して安定的秩序の維持に努めるのである。

43) Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 39, p. 161.

44) Vattel, *op. cit.*, n. 17, chap. 3, § 47.

45) 「近代国家システムの安定性への信頼は、……勢力均衡からではなく、勢力均衡と近代国家システムのいずれもが依拠するところの、知的で道義的性質をもった数々の要素から引き出される」(Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 39, p. 162-163)。「勢力均衡が、対立する諸力の力学的な相互作用を通じて、諸国家の力の渴望に制限を課す前提として、競合する諸国家は、まず、勢力均衡のシステムを、その努力の共通の枠組みとして受け入れることによって、自らに制約を課さなければならなかった。諸国家は、二つの天秤皿における重量の配分の変更をいかに強く渴望したとしても、いわば黙契によって、争いの結果がどうであれ、そののちにも、二つの天秤皿が存続し続けること(いわば勢力均衡それ自体の『現状維持』)に同意しなければならなかったのである」(*ibid.*, p. 164)。

勢力均衡のための具体的な方策として、ヴァッテルは、① 優越的な国家に対して、同盟の形成によって対抗すること<sup>46)</sup>、および、② 勢力均衡を崩す優越的な国家の成立を阻止すること<sup>47)</sup>、を挙げる。この二つの方策は、国際法との調和という観点からは、異なる性格を持つものと評価される。優越的な国家に対抗する同盟を形成することは、優越的な国家による不法な侵害を抑止する効果を持つのであり、それゆえ、国際法の遵守を保障する機能を果たす。しかし、優越的な国家の成立を阻止するという方策は、強大化する国家に対する内政干渉となる可能性があり、したがって、国際法との緊張を呼び起こす。以下では、二つの方策について、簡潔に検討しよう。

### ① 対抗的同盟の形成

ヴァッテルによれば、一国の強大化に対して勢力の均衡を図るために、弱小国が同盟を形成することは、法的には何ら問題を生じないだけでなく、むしろ、優越的な国家の侵略的傾向を抑え込むために強く推奨されるべき政策である<sup>48)</sup>。優越的な強国に対して弱者が連合することによって、対抗的な勢力を形成し、強国による権利侵害や侵略を抑止する仕組みとして勢力均衡を理解することは、19世紀においても一般的である。例えば、19世紀に広く読まれたヘフターの国際法体系書には次のように記されている。

「[勢力均衡 *Gleichgewicht*] とは、一般に、次のことを言う。いかなる国家も、あえて他国に対して国際法違反行為を企てるなら、脅威を受けた国家、あるいは、同一の国際法体系に参加しているその他の国々による、同じだけの力を伴う反撃を覚悟しなければならない」<sup>49)</sup>。

46) Vattel, *op. cit.*, n. 17, liv. 3, chap. 3, § 48.

47) *Ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 49.

48) *Ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 46. 他国が強大化してゆくことを無策のまま傍観することについて、ヴァッテルは、「そのような熟慮を欠いた無頓着な態度 *l'imprudente nonchalance* は、このような重大な問題については、許されるものではない」と言う。

49) August Wilhelm Heffter, *Das Europäische Völkerrecht der Gegenwart*, 2. Ausgabe, E. H. Schroeder, 1848, p. 7.

優越的な力をもった国家が他国の権利侵害を企てた場合、そのような権利侵害に際して、同等の力を伴う反撃を受けるということが確実であれば、権利侵害行為の成功する見込みは不確かとなり、優越的国家はそのような企てを安易には実行に移さないだろう。それゆえ、対抗的同盟としての勢力均衡は、権利侵害を抑止し、法を遵守させる機能を持つ。したがって、この意味における勢力均衡は、法と調和的である。

## ② 優越的国家の成立阻止

優越的国家の成立それ自体を阻止するという政策は、とくにそれが武力を伴う場合には、法的な問題を含む。この問題について、ヴァッテルは、隣国の勢力増大は、その国に対して戦争に訴える十分な根拠となるか、という直截的な問いを立てて検討している。すなわち、強大化する隣国によっていずれ抑圧されることになるのを恐れる国家が、その強大化を阻止するために武力に訴えることは法的に許されるか、という問いである<sup>50)</sup>。

この問いに対するヴァッテルの答えは、ひとまずは否定的である。単なる一国の勢力の増大は、それ自体としては、武力行使を正当化する理由とはならない。国際法上、戦争は、被った権利侵害に対抗するため、もしくは、脅かされた権利を保全するためにのみ許容されるからである<sup>51)</sup>。したがって、強大化する国家が、現実に権利侵害を行っていないときには、その国家によって自国の権利が脅かされていると考える十分な根拠がある場合にのみ、武力に訴えることが許される。強い国力を有していることそれ自体は、権利を脅かすものではない。権利侵害を行うだけの実力を持つという客観的要素と、権利侵害の意図を有しているという主観的要素が結びついている場合にのみ、権利侵害の脅威が存在していると言える<sup>52)</sup>。

このように、〈他国の強大化という事実そのものは、武力によってそれを阻

50) Vattel, *op. cit.*, n. 17, liv. 3, chap. 3, § 42.

51) *Ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 43.

52) *Ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 44.

止する根拠とはならない」という原則をヴァattelは確認する。ところが、ヴァattelは、このような原則をきわめて柔軟に解釈することによって、実質的には、優越的国家の成立を阻止するための武力行使の余地を大幅に認めている。一国が強大化し、他国の権利を容易に侵害するだけの力を獲得してゆくことを無策のままに見過ごすことは、賢慮 *prudence* に基づくべき政治と相容れないからである。「正当性 *la Justice* は、健全な政治と不可分である」<sup>53)</sup>。

経験に従えば、「優越的な国家は、適当な機会を見出し、かつ、処罰を受けずに済むならば、必ずと言っていいほど、隣国を苦しめ、抑圧するのであり、完全に征服してしまうことさえある」<sup>54)</sup>。したがって、ある国家が強大化しつつあるとき、他国は、時機をとらえ、武力を用いてでもその弱体化を図らなければならない。

強大化してゆく国家が、権利侵害や支配の意図をなんらかの形で示すなら、そこには、権利侵害の脅威が存するとみなしうるのであるから、他国は、武力に訴える正当な理由をもつ<sup>55)</sup>。場合によっては、そのような意図は、十分に確認されなかったとしても、客観的な状況から推定されるだけで十分である。

「完全な確信を待つことが不可能であるか、あるいは、非常に危険である場合には、合理的な推定に基づいて行動することが正当である。仮に、森の中で見知らぬ者が私に銃口を向けており、彼が私を殺すつもりであるという確信を私がまだ持っていないとしよう。その場合、私は、彼の意図を確かめるために、引き金を引く猶予を与えるだろうか」<sup>56)</sup>

また、強大化した国家が、他国に対して不正を行った場合には、それがごく些細なものであったとしても、その機会をとらえて、強国を攻撃し、その弱体

53) *Ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 42.

54) *Ibid.*

55) たとえば、強大化する国家が、野心や支配欲求を示すなら、即座に他国はその国家に安全の保証をもとめることができ、それが拒否されれば、武力に訴えてよい (*ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 44.)。

56) *Ibid.*

化を図ることが許される<sup>57)</sup>。ヴァッテルは、「ある国家が、他国に正当な非難の理由を与えることなく、勢力を顕著に増大させるという例は、おそらくない<sup>58)</sup>」と述べており、強大化する一国に対して、他国は、つねに、何らかの機会を利用して、その弱体化を図ることができると考えている。すなわち、勢力の均衡を乱すかたちで強大化してゆく国家に対しては、あらゆる機会を捉えて、その弱体化を図る政策をとることが政治と法の原則に適っている、というのが、ヴァッテルの主張なのである。

しかし、自己保存と自己完成を義務とする国家が、その国力の増大を図ることは自然であり、さらに、主権国家は、他国に干渉されることなくその国力を増大させる自由と独立を有しているはずである。それゆえ、優越的国家の成立を阻止する、という勢力均衡政策は、主権の相互尊重や不干渉義務などの国際法の基本原理と抵触する可能性をつねに孕んでいる。ヴァッテルが、優越的国家の成立を阻止するために武力を行使する権利を直截には是認せず、一般論としてはそれを否定しつつ、柔軟な解釈によって実質的に許容する、という論証方法をとらざるを得ないのは、そのためである。

勢力の均衡を維持するために、一国の強大化を阻止する干渉が許されるか、という問題は、19世紀を通じて議論された重要な問題である。19世紀の代表的な国際法体系書であるマルテンスの『国際法概説』<sup>59)</sup>でも、この問題が取り上げられている。

マルテンスは、「安全 *sûreté* と独立の保持に関する諸国家の権利について」と題された章<sup>60)</sup>において、勢力均衡を論じている。この章では、軍事力を増

---

57) 「もし、そのような圧倒的な力を持つ国家が、ごく些細な不正を他国に対して行うことによって、不正で野心的な性向を現すなら、すべての国家はその機会を利用することができる。すなわち、被害国と連合することによって武力を糾合し、そうすることで、野心ある者を抑え込んで、たやすく隣国を抑圧することや、隣国を常に怯えさせることのないようにするのである」 (*ibid.*, liv. 3, chap. 3, § 45)。

58) *Ibid.*

59) Georg Friedrich de Martens, *Précis du droit des gens modern de l'Europe*, nouvelle édition, tome 1, 1858.

60) *Ibid.*, livre IV, chap. 1, Des droits des nations relatifs au maintien de ↗

強する権利<sup>61)</sup> や条約を締結する権利<sup>62)</sup> が説明されたのち、各国が、無主物先占や譲渡、相続などの合法的手段によって領土を増大させ、国力を強化する権利<sup>63)</sup> が確認される。「すべての国家は、その本性によって、自己完成に努める権利を有しているのであるから、それ自体として適法なあらゆる手段を用いて、自己を強大化し、経済・軍事・同盟についての力を増大させてよい」<sup>64)</sup>。しかしながら、一国が不釣り合いに強大になれば、それは他国の独立と安全を脅かすことになる。そのような一国の過度な強大化を阻止する原理が、勢力均衡である。

「諸国家間の均衡 *équilibre* を維持するために警戒を怠らないこと、そして、[一国の] 不均衡な勢力増大や、対抗勢力となりえた国家の弱体化に対して、適切な時機に、単独で、もしくは、連合して、武力を用いてでも反対することを、自然法は、[脅威にさらされた] 諸国家に禁じるべからざる場合がある。そのような勢力増大が正当であるかどうかは問題ではない (*indépendamment de sa légitimité*)」<sup>65)</sup>。[強調は引用者による。]

すなわち、法的に正当な手段によって力を増してゆく国家に対しても、それが過度の増大とみなされるなら、勢力均衡原理に基づいて、武力を用いてでもそれを阻止することが許されるということである。通常であれば、正当な手段による国力増大を外国が阻止することは正当な権利の侵害であり、違法な干渉である。したがって、この局面では、勢力均衡は、本来は違法な干渉を許容する原理ということになる。

もちろん、勢力均衡を根拠とする干渉を是認することに強く反対する説もあった。19世紀前半に活躍したドイツの公法・国際法学者クリューバー Johann Ludwig Klüber (1762-1837) は、その代表例である。クリューバーは、

---

leur sureté et de leur indépendance.

61) *Ibid.*, livre IV, chap. 1, § 117.

62) *Ibid.*, livre IV, chap. 1, § 119.

63) *Ibid.*, livre IV, chap. 1, § 120.

64) *Ibid.*

65) *Ibid.*, § 121.

そもそも、勢力均衡が、非常にあいまいな観念であり、法的性格を持たないと考えている<sup>66)</sup>。そのうえで、支配の確立や勢力の拡大を目的として行われる不正行為に対抗することは適法だが、勢力の均衡そのものを理由として戦争に訴えることは認められない、と主張する。勢力均衡のようなあいまいで便宜的な観念は、濫用される可能性が高いからである<sup>67)</sup>。

このようなクリューバーの反対論に対して、マルテンスは、優越的国家の不正行為がある場合にのみそれに対抗するという説も、優越的国家の成立そのものの阻止を目的とする干渉を認める説も、実質的には変わらない、と反論している。他国の行為の合法性判断が各国に委ねられている以上、ある国が、優越的国家の成立を阻止するための干渉を行う口実として、他国の行為を違法みなすことは容易であり、そのような違法性の要件は、客観的な制約として機能しない、ということである<sup>68)</sup>。

以上に検討したように、勢力均衡は、古典的国際法学においても、重要なテーマであった。一方で、勢力均衡は、大国による支配や侵略を抑止することで、自己利益を追求する主権国家が併存する国際秩序を安定的に維持するという役割を担わされた。他方で、何ら違法行為を行わない国家に対して、優越的国家の成立を阻止して勢力の均衡を維持するために、武力をもって干渉するこ

---

66) 「[勢力均衡 *equilibre politique* は、] 純粹に外交的もしくは政治的な観念であり、非常に漠然としていて、単に、打算的な感覚に根拠づけられているにすぎない。したがって、そこには、国際法の法源としての本質的な特質が欠けている」(J. L. Klüber, *Droit des gens modern de l'Europe*, tome 1, J. G. Cotta, 1819, § 5)。

67) *Ibid.*, § 42.

68) 「『支配や勢力拡大、優位性、普遍君主国を目的とする、あらゆる他国の不正なおこないに対抗する権利を、各国は有している』と、クリューバー氏は認めている。ところが、他国の振る舞いが正当であるか不正であるかという問題について、国家が自らの見識に従う権利を否定できない。したがって、ある国家が、勢力均衡を維持するためにそのような勢力拡大に対抗することに利益を見出す場合には、その国が対抗せねばならないと考えているところの国家の振る舞いが不正であると容易に確信するであろうということは、想像に難くない。そう考えるなら、クリューバー氏と私の見解の相違は、実践というよりもむしろ理論におけるものである」(Martens, *op. cit.*, n. 59, § 121, note (b))。

との是非が議論の対象となっていた。

したがって次のように言えるであろう。主権国家が併存する国際関係の安定にとって、勢力均衡が不可欠の意義を持つこと、および、勢力均衡政策はときに国際法規範と緊張関係に立つことは、古典的国際法学において、十分に議論されてきた点であって、国際政治学的思考の特質ではない。

国際政治学のひとつの古典であるヘドリー・ブルの『政府なき社会 The Anarchical Society』において、勢力均衡と国際法の緊張関係が論じられている。そこで強調されているのは、「国際法は、機能する規則体系として存在するために、勢力均衡に依存しているのだが、その勢力均衡を維持するためには、国際法規則を破ることがしばしば要請される」ということである。すなわち、優越的国家によって国際法規則が遵守されるための保障として、勢力均衡が必要とされるのだが、他方で、勢力均衡を維持するためには、強大化によって均衡を掘り崩す国家に対して、その国が法規則に違反していようがまいが、武力を行使することが必要となることがある、という<sup>69)</sup>。このように、ブルは、勢力均衡を、国際法秩序の基礎であると同時に、国際法に反する干渉を要請する原理として把握している。このような考え方は、既に検討したように、国際政治学に固有のものではなく、むしろ、古典的国際法学から引き継がれたものなのである。

このような古典的国際法学における勢力均衡概念は、静態的な均衡を想定している点に注意する必要がある。すなわち、国際法秩序の前提として、自由で独立の主権国家が併存する秩序が均衡状態として存在していること、および、一国の強大化による均衡状態の攪乱を、勢力均衡策によって抑止・是正し、もとの状態を維持することが、想定されている。このような静態的な勢力均衡概念は、基本的には国際法秩序と調和的である。同盟政策によって優越的国家の権利侵害や侵略を抑止することが、主権国家併存の国際法秩序の安定に寄与すると考えられていたのはすでに述べたとおりである。それだけでなく、国際法の原則との間で緊張を呼び起こすところの、優越的国家の成立を阻止するため

69) Bull, *op. cit.*, n. 2, p. 104. [邦訳135-136頁]

の干渉もまた、たしかに不干渉義務等との抵触という問題を生じるものの、国際法秩序の前提である主権国家の併存を可能とする条件を維持するという点では、国際法秩序と調和的であった。

### 3. 勢力関係の表現としての法

均衡が静態的に把握されている限り、勢力均衡は、攪乱要因を抑止あるいは除去することによって、近代国際法の存立基盤である主権国家の併存体制を維持あるいは回復することに寄与するものと理解される。それゆえ、そのような静態的把握の下では、勢力均衡政策は、国際法秩序を根本的に否定し改変するのではなく、むしろ、国際法秩序の前提的基盤を維持する役割を担う。したがって、勢力均衡に基づく具体的政策が、ときに不干渉義務などの国際法規範と抵触する場合があったとしても、静態的に把握された国際法秩序の安定性に貢献するという点においては、それは、国際法と調和的なのである。

ところが、古典的国際法学における調和的構想を否定する思考が、モーゲンソーやカーの所論には含まれている。それは、「国際法は、特定の時点での勢力関係の表現である」という思考であり、この思考を表現する際に多用される言葉が、「現状 *status quo*」である。このような思考は、パワーバランスが歴史的に変動すること、そして、それと連動して法そのものが変動することを想定しており、すなわち、勢力関係、および、その表現としての国際法を、動態的に把握する点に特徴がある。このような動態的な国際秩序構想は、古い勢力関係 (*status quo*) を表現する国際法と、新しく形成されつつある勢力関係との矛盾を際立たせるのであり、したがって、法と勢力均衡の関係を静態的・調和的に把握する古典的な国際法構想を正面から否定する。

モーゲンソーは、国際政治において繰り広げられる権力闘争の基本的な対抗軸を、*status quo* をめぐる対立として認識している。すなわち、「歴史上の特定の時点で存在する勢力配分の維持を目標とする」勢力維持政策 *policy of status quo*<sup>70)</sup> と、「現状 *status quo* を覆すために企てられる政策」としての帝

70) Morgenthau, *op. cit.*, n. 39, p. 22.

国主義 imperialism<sup>71)</sup> との間の対立関係が、国際政治のありかたを第一次的に規定すると考える<sup>72)</sup>。勢力の配分は歴史的に変動するのであり、その変動をめぐる争いこそが、国際政治の最も根源的な政策対立なのである<sup>73)</sup>。

モーゲンソーの国際政治論において、法は、特定の時点での勢力関係を表現するものと理解される。したがって、勢力関係が変動すれば、それに伴って、法もまた変動し、新しい勢力関係を固定し、保護する役割を果たす。

「ある特定の勢力の配分がいかなるものであれ、いったんある程度の安定状態に達するなら、それは法秩序に固定される。この法秩序は、この新しい status quo に、イデオロギー的装いと道徳的正当化を与えるだけではなく、新しい status quo を、法的保護という防壁で取り囲む。その違反は、法の執行メカニズムを始動させることになる」<sup>74)</sup>。

モーゲンソーは、国際政治においては、法規範のみならず、倫理的な規範一般が、権力や利益のイデオロギーとして強く機能すると考えている。倫理のイデオロギー性という問題は、国際法のイデオロギー的機能とも深くかかわるので、簡潔に紹介しよう。

---

71) *Ibid.*, p. 34.

72) モーゲンソーは、国際関係における権力闘争の基本的な発現形態として、「現状維持策」と「帝国主義政策」のほか、「威信政策 policy of prestige」を挙げている。しかし、「地位の誇示 prestige は、力の維持や獲得とは異なり、めったにそれ自体が目的となることはない。むしろ、威信政策は、現状維持政策や帝国主義政策がその目的を達成するために用いる手段の一つであることがしばしばである」(*ibid.*, p. 50)。すなわち、威信政策は、国際政治における独立の政策目的というよりは、現状維持政策と帝国主義政策との対立において用いられる手段としての政策であり、その意味では、二次的な性格を持つ。

73) 「status quo を支持する諸国家と、それに反対する諸国家とに、このように区別することは、第一次世界大戦後の時期に特有のものでは決してない。周知のように、それは、国際政治の基本的なパターンである。そのようなものとして、歴史のすべての時期において、この区別は繰り返されている。現状維持諸国と帝国主義諸国との間の敵対を通じて、それは、歴史過程のダイナミクスを提供する。この敵対は、妥協もしくは戦争によって解消される」(*ibid.*, p. 332)。

74) *Ibid.*, p. 342.

モーゲンソーは、倫理と、力および利益との関係を三通り挙げている。すなわち、① 権力 power が追求する利益およびその追求手段を、倫理が制限する、という関係（消極的な統制）、② 権力が追求する目的および手段を、倫理が是認する、という関係（積極的な統制）、③ 倫理が、利益や権力のイデオロギー的正当化として機能する、という関係（イデオロギー的機能）、である。モーゲンソーによれば、国際政治においては、倫理は、主にイデオロギーとして機能するという。

「国内の場面においては、倫理は、他の二つの機能とともに、イデオロギー的機能を果たすのだが、国際政治においては、このイデオロギー的機能が、倫理の主要な機能となった」<sup>75)</sup>。

国内社会において、倫理は、権力追求の目的や手段を、社会的観点から積極的または消極的に統制することができる。それに対し、国際社会の倫理は、諸国家の政治的行動を規制するほど強力ではない。国際関係においては、国家が「実質的に地上で最高の倫理的単位 *virtually the highest moral unit on earth*」である以上、国家は、自己の信じる倫理的価値を倫理そのものと同一視する誘惑に抗することができない。それゆえ、強国の求める利益とそれを支持する価値が、普遍的な倫理的原則として主張されることとなり、部分的な利益が普遍的な価値の外観をまとって、イデオロギーとして流布される。「倫理が各国の利益を制限するのではなく、各国の利益が自らを倫理と同一視する」<sup>76)</sup>。

普遍的なものとして主張される価値や規範が、支配的諸国家の利益を正当化するイデオロギーとして機能することは、カーの強調するところでもある。

「社会倫理の諸理論は、常に支配集団が作り出すものである。支配集団は、みずからを共同体全体と同一視し、その人生観を共同体に押しつける手段を保有している（下位の集団や個人はそのような手段を持ちえない）。国際倫理の理論も、同様の理由で、同じプロセスにより、支配的な諸国家もしくは国家が

75) Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 9, p. 52.

76) *Ibid.*, p. 52.

ループの作り出すものなのである」<sup>77)</sup>。

カーの採るイデオロギー分析によれば、例えば、個人による利潤の追求が社会全体の利益を増進する、という、19世紀の利益調和説 the doctrine of the harmony of interests は、当時の特権的階級の利益を表現しており、その利益に適う自由放任 laissez-faire 政策を正当化する。19世紀イギリスの製造業者と商人は、自らの利益がイギリス全体の利益と一致することを確信し、自らとイギリス全体の双方に繁栄をもたらす政策として、自由放任を求めたのである。このような政策の下で、有利な労働条件を獲得するための手段（ストライキなど）を厳しく制限されていた労働者は、その社会的な力を増すにつれて、利益調和説を否定し、自らの地位向上にとって有利な「社会福祉国家 social service state」の観念を主張するようになった<sup>78)</sup>。

このような分析が国際関係にも当てはまるとカーは考えている。例えば、自由貿易主義は、世界貿易において圧倒的に優位な地位に立っていたイギリスの利益を表現する説である<sup>79)</sup>。また、国際平和の主張は、現に優位に立つ強国がその地位を安泰に保つことに寄与する<sup>80)</sup>。さらに、「国内政治における『国民連帯』の訴えが、国民全体に対する統制を強化するためにその連帯を用いることのできる支配集団につねに由来するのとまったく同じように、国際連帯と世界統一の訴えは、統一された国家を統制することを望める支配的諸国に由来するのである」<sup>81)</sup>。

カーにおいて、法もまた、「特定の政治秩序の機能」として理解される<sup>82)</sup>。つまり、それは、特定の時代の、特定の支配構造をもった政治秩序に安定性と継続性を与える機能を果たすものである<sup>83)</sup>。

77) Carr, *op. cit.*, n. 1, p. 79. [邦訳：165頁]

78) *Ibid.*, pp. 80-81. [邦訳：166-168頁]

79) *Ibid.*, pp. 81-82. [邦訳：168-169頁]

80) *Ibid.*, pp. 82-83. [[邦訳：169-171頁]

81) *Ibid.*, pp. 86. [邦訳：176頁]

82) *Ibid.*, p. 178. [邦訳：342頁]

83) *Ibid.*, p. 179. [邦訳：344頁]

「法は、抽象物ではない。それが依拠する政治的基盤や、それが奉仕する政治的利益から切り離して、法を理解することはできない。」<sup>84)</sup>

現に妥当する法規範や、現に流布している倫理的価値が、現行の政治的な勢力配分を正当化し、安定化させる役割を果たしているとすれば、勢力配分の変更を求める権力的欲求は、その勢力配分と結びついた法や倫理的価値の変更をも同時に求めることとなる。したがって、勢力関係における status quo の維持と変更をめぐる政治的権力闘争は、法に関しては、現行法の維持と変更をめぐる紛争として表現される。すなわち、現に現行体制において支配的地位に立つ現状満足国は、現行法秩序の維持を主張し、現行の政治体制において劣位にある不満足国は、現行法秩序の変更を主張するのである。モーゲンソーの表現を使えば、「政治的な観点から見れば、……現行法秩序とその変更要求の間に生じる衝突は、現状維持策と帝国主義のあいだの対立の、別の表現にすぎない」<sup>85)</sup>。あるいは、カーにならって言えば、「政治の舞台とは、現行の法状態を全体として維持することを望む保守派と、重要な点においてそれを変更することを望む革新派とのあいだの、程度の差はあれ絶え間なく続く闘争の場なのである」<sup>86)</sup>。

## 結 論

以上の分析から、古典的国際法学の思考に対する関係において、国際政治学的思考の持つ独自性は、動的に把握された勢力関係の表現として法を把握する点に認められる。国際政治学においてときに強調される「国益の追求」や、静態的に把握された「勢力均衡」は、古典的国際法においても、安定的な国際法秩序の構想の中に調和的に取り入れられていた。しかし、モーゲンソーやカーにおいて明示的に採用されているところの、法を勢力関係の表現とみなす思考は、法を含めた勢力関係そのものの変動をめぐる対立を、国家間の緊張関

84) *Ibid.*, p. 179. [邦訳：343頁]

85) Morgenthau, *op. cit.*, n. 39, p. 342.

86) Carr, *op. cit.*, n. 1, pp. 179-180. [邦訳345頁]

係の本質とみなす。そこでは、勢力関係をめぐる国家間の対立は、安定的な法秩序の実現に資しうるものではなく、法そのものを変更させうる力とみなされる。法変更をめぐる対立に対して、法は、調停装置としては必ずしも機能せず、むしろ、対立する二つの勢力関係のイデオロギーとして、国家間の権力闘争を激化させる役割を果たす。したがって、その対立は、ひとつの安定的・静態的な法秩序において調和的に解決されることのない、それゆえ固有の意味において政治的な問題となる。このことを理解しやすくするために、以下のモデルを用いて議論を再構成してみよう<sup>87)</sup>。

国家 X, Y, Z によって、勢力関係 M が構成されている。そこにおける X・Y・Z の勢力をそれぞれ  $x \cdot y \cdot z$  と表示する。X・Y・Z を独立した主権国家とする国際関係に妥当する国際法秩序を R と呼ぶ。ここで、Y 国の勢力  $y$  が増大化し、X および Z の独立を脅かす可能性が現れた場合、X と Z は同盟を結び、Y に対抗し、その弱体化を図る（勢力均衡）。勢力関係 M の内部において、 $x \cdot z$  と  $y$  が拮抗することによって、勢力関係 M が安定的に維持されるとともに、そこに妥当する国際法秩序 R も守られることとなる。これが、古典的国際法の秩序構想である。

それに対し、勢力関係を動的に把握する思考においては、複数の勢力関係を想定しなければならない。それを、旧来の強国 X を支配的勢力とする旧来の勢力関係  $M_1$  と、新興国 Y を支配的勢力とする新たな勢力関係  $M_2$  としよう。 $M_1$  は諸国の勢力  $\{x_1, y_1, z_1\}$  を要素としており、 $M_2$  は  $\{x_2, y_2, z_2\}$  を要素とする。法は、その時々々の勢力関係の表現であるから、 $M_1$  には国際法秩序  $R_1$  が、 $M_2$  には  $R_2$  がそれぞれ対応する。国家間対立の本質とされる status quo をめぐる権力闘争は、勢力関係  $M_1$  を維持しようとする X 国と、勢力関係  $M_2$  を実現しようとする Y 国との対立である。

この対立において、X 国が主張するのは勢力  $x_1$  であり、Y 国が主張するのは勢力  $y_2$  である。ところが、 $x_1$  と  $y_2$  は、それぞれ異なった勢力関係 ( $M_1$  ま

87) ただし、単純化したモデルであるため、動的に勢力関係を把握する思考が、実際のモーゲンソーらの主張よりも誇張されることとなる点には注意してほしい。

たは  $M_2$ ) に属し、それぞれの勢力関係には、それを表現する国際法秩序構想 ( $R_1$  または  $R_2$ ) が随伴する。すなわち、 $x_1$  を主張する X と、 $y_2$  を主張する Y の対立は、 $M_1 \{x_1, y_1, z_1\} = R_1$  という秩序構想と、 $M_2 \{x_2, y_2, z_2\} = R_2$  という秩序構想の対立として把握される。したがって、X と Y との政治的対立は、法秩序のあり方そのものをも争点の一つとしているのであり、それゆえ、ひとつの法秩序構想 ( $R_1$  もしくは  $R_2$ ) に準拠して解決することは不可能である<sup>88)</sup>。

それどころか、法秩序構想は、それぞれが主張する権力欲求に対してイデオロギー的外装を整えることによって、かえって紛争を激化させる可能性を有する。一方で、従来の勢力関係の維持を目指す X 国は、status quo を表現する実定国際法の不可侵性を主張し、他方で、勢力関係の変更を目指す Y 国は、実定法の変更を根拠づける高次の法理念に訴えるだろう<sup>89)</sup>。

さらに言えば、このような動的に把握された勢力関係の下では、古典的な

---

88) このことは、モーゲンソーにおいては、おもに、国際裁判の限界の問題として論じられている。「裁判は、現行法に基づいて紛争に決定を下す。現行法は、原告と被告にとっての共通の基盤を提供する。双方とも、現行法が彼らの申し立てを支持し、現行法が彼らの味方であると主張する。そして、双方が、裁判所に、その現行法に基づいて事件を裁くことを求める。事実に関する問題を別とすれば、原告と被告が裁判所に判断を求めるところの紛争は、それぞれの請求について現行法が持つ意義に関わっており、ただ、それが原告と被告によって異なるやり方で解釈されているのである。[改行省略] 国際裁判所であれ、国内裁判所であれ、およそ裁判所が取り扱わなければならない基本的問題とは、そのようなものである。国際裁判所が現実に処理すべき事件のほとんどすべては、そのような性質を持つ。しかし、死活的な紛争において国家が国家に対して提示し、それゆえ、戦争の危険を伴う問題は、そのようなものではない。適切にも『政治的』と呼ばれ、すべての主要な戦争を引き起こすような国際紛争において、賭けられているのは、何が法であるか、ではなく、何が法であるべきか、なのである。ここにおける問題は、双方から（少なくとも訴訟という目的の範囲で）正当と認められた現行法の解釈ではなく、変更要求の前に立たされている現行法の正当性なのである」(Hans Morgenthau, *op. cit.*, n. 39, p. 342.)

89) 現状 status quo の保持を図る政策のイデオロギーとして、「恒久平和」や「国際法」が用いられ、その変更を図る政策のイデオロギーとして、「正義の要請に対応する高次の法」が援用されることについて、*ibid.*, pp. 63-65 を参照。

勢力均衡の構想は、秩序を安定させる役割を果たしえない<sup>90)</sup>。例えば、X国は、旧来の勢力関係  $M_1$  を適切とみなしており、それゆえ、それを攪乱する新興国 Y に対して、X国とZ国とが連合して対抗し、その弱体化を図ることを、正しい勢力均衡 ( $G_1$ ) とみなすだろう。しかし、Y国としては、増大する自国の力に相応する勢力関係  $M_2$  を実現することを目指している。そうである以上、 $G_1$  は、Yにとっては、秩序を維持する装置ではなく、あるべき秩序を阻害する要因でしかない。すなわち、Y国はX国の用いる「天秤」を受け入れないため、両国の間には、共通の基盤としての「勢力均衡そのものの『現状維持 status quo』」が存在しない<sup>91)</sup>。反対に、Y国は、古い支配権力にしがみつ

90) しばしば見過ごされていることだが、勢力関係を動的に把握する古典的国際政治理論には、勢力均衡論に対する懐疑や批判が含まれている。モーゲンソーは、勢力そのものが変動する国際関係において勢力配分を安定させようとする勢力均衡には「不可避的な内部矛盾 inevitable inner contradiction」が存すると考えている (*ibid.*, p. 131)。また、「勢力均衡の評価」と題された章 (*ibid.*, chapter XII) におけるモーゲンソーの見解は、きわめて消極的である。国力を評価する明確な基準がないゆえに勢力均衡は、確実なものとはなりえない（「不確実性 uncertainty」）。また、勢力均衡が不確実であるがゆえに、各国は、現実には均衡ではなく、確実な優位を目指す（「非現実性 unreality」）。さらに、勢力均衡は、それ自体として安定をもたらすのではなく、むしろ、国際関係に安定をもたらす知的・道義的な諸要素を前提としてのみ機能しうる（「不十分性 inadequacy」）、という。最後の点は、本稿の関心との関係においてとくに重要である（次注参照）。E. H. カーの『危機の20年』において、勢力均衡が論じられていないことは過失や偶然ではない。自己利益を追求する独立国家の併存状況において、調整のメカニズムが働いて、安定した均衡状態が出現する、という勢力均衡の思考そのものが、カー自身が批判した「利益の調和」論のひとつのヴァリエーションである。個体が自己利益を追求することが全体利益と調和するという秩序構想に対するカーの激しい批判には、勢力均衡論への批判も含まれていると考えるべきだろう（参照：西平等「国際秩序の法的構想——国際政治哲学を学ぶ人のための国際法思想入門」小田川大典・五野井郁夫・高橋良輔編『国際政治哲学』（ナカニシヤ出版）2011年、276頁）。

91) 共通の勢力均衡システムを受け入れるという「道義的なコンセンサス moral consensus」が、勢力配分の変更を求める「帝国主義」の権力欲求を制限し、勢力均衡による安定的な秩序を可能とする、とモーゲンソーは述べている (*Morgenthau, op. cit.*, n. 39, p. 164-165)。「そのようなコンセンサスがもはや存在しないところ、あるいは、それが弱まって確信が持てなくなったところでは、……勢力均衡は、国際的な安定と諸国の独立を維持するという、その機能を果たすことができない」(p. 165)。

く X 国に対して、Y 国と Z 国が同盟を結んで対抗することを、正しい勢力関係を実現するための政策 ( $G_2$ ) とみなすかもしれない。変化に対して均衡を取り戻す静態的な秩序維持の仕組みとしての古典的な勢力均衡<sup>92)</sup> は、勢力関係の変化そのものを正当なものとして要求する論理に対しては、うまく機能しない。むしろ、この場合、X 国と Y 国のそれぞれが、自己の観点からみて適切な勢力配分の実現を「勢力均衡」の名目で正当化することにより、勢力均衡は、イデオロギーとして、抗争の激化と秩序の崩壊に資する可能性がある<sup>93)</sup>。そうだとすれば、X 国と Y 国の対立は、勢力均衡に関する構想をも巻き込んで、 $M_1 \{x_1, y_1, z_1\} = R_1 = G_1$  と  $M_2 \{x_2, y_2, z_2\} = R_2 = G_2$  という二つの全体的な秩序観の対立として、全面化される。

このように、国益を追求する主権国家からなる調和的・安定的国際法秩序を構想していた古典的国際法を根源的に否定したのは、変動する勢力関係の表現として法を把握する思考であり、それこそが、国際政治学的思考を、古典的国際法論から決定的に断絶せしめる要素なのである。国家間対立の本質を、ひとつの秩序の内部における二つのアクターの対立として理解するのではなく、異なった二つの秩序構想を代表する勢力の間の根源的な対立として理解する以上、ひとつの秩序に属する法や勢力均衡原理は、その対立を緩和し、秩序立てる能力を持ちえない。したがって、法を勢力関係の表現とみなす思考の下では、古典的国際法の調和的な秩序構想は、もはや維持され得ない。

[謝辞] 本研究は JSPS 科研費 24330059 の助成を受けたものです。

92) 「status quo を維持することが、言葉の正しい意味における勢力均衡に固有の傾向である」(*ibid.*, p. 158)。

93) モーゲンソーは、勢力均衡のイデオロギー的性格について強調している。勢力均衡は、現状を維持しようとする勢力、およびそれを変更しようとする勢力のいずれの側からも、イデオロギーとして主張されるという (*ibid.*, p. 67, pp. 157-159)。